

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の九の規定に基づき、平成五年建設省告示第千四百二十六号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める

件

前文中「耐火構造若しくは」及び「又は両面を防火構造とした壁」を削り、「構造に関する基準」を「構造方法」に改める。

本文中「耐火構造若しくは」及び「又は両面を防火構造とした壁」を削り、「の構造」を「の構造方法」に、「であること」を「ものとする」に改める。

第一号中「耐火構造若しくは」及び「又は両面を防火構造とした壁」を削る。

第二号中「耐火構造若しくは準耐火構造の壁又は両面を防火構造とした壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること」を「構造を建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の二の五第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする」とに改め、同号ただし書中「耐火構造若しくは」を削り、「甲種防火戸」を「特定防火設備」に改め、「又は昭和四十四年建設省告示第三千八百八十三号に定める基準に適合する部分」を削る。

第三号中「耐火構造若しくは」及び「若しくは両面を防火構造とした壁」を削り、「に定める構造のダンパー」を「に規定する構造の防火設備（令第百十四条第五項の規定において準用する令第百十二条第十六項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により」に改める。

## 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。